

平成15年(2003年)6月12日

姫路市長  
(姫路市国民健康保険課長) 様

姫路市個人情報保護審議会  
会長 菅尾英文

目的外の提供及び本人通知に関する意見について(答申)

平成15年4月24日付個人情報保護審議会付議申請書により諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

適当と認める理由等

1 目的外の提供の適否について

(1) 検察官又は裁判所若しくは裁判官からの刑事訴訟法第507条に基づく照会は、被照会者が住所地に居住していない場合等その所在が明らかでないときに、裁判の執行を確保するために行われるものである。

照会の目的が一義的である当該規定に基づく照会に対し回答することにより、裁判の適正な執行の確保という社会一般の利益(公益)を図る必要があると考えられます。

(2) また、提供する個人情報についても、姫路区検察庁の検察官から姫路市長あての平成15年4月4日付の2件の照会文書に添付されている回答書の様式を見る限り、病歴等に関する個人情報いわゆるセンシティブ情報が含まれていない。

(3) 以上のことから、本件については、法令の規定に基づく照会でもあり、当初の収集目的にかかわらず、照会元に回答することは適当であると認められます。

なお、刑事訴訟法第507条に基づく照会に対する回答を行うに際し、今後当審議会への諮問を原則として必要としませんが、回答項目の変更及び回答書の様式の「その他参考事項」欄への個人情報の記載を行う場合には、改めて当審議会の意見を聴いてください。

2 本人通知の省略について

本照会は、住所地に本人が居住しておらず、その所在が明らかでないとの理由により行われたと考えられるので、本人への通知は無意味であると考えられます。

よって、実施機関からの本人通知の省略は、適当であると認められます。